

平成 26 年 12 月 1 日から

「児童扶養手当法」の一部が改正されます

大切なお知らせです！

これまで、公的年金[※]を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

※ 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

など

※受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、お住まいの市区町村へご相談ください。

新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。

- 戸籍の全部事項証明書（請求書・対象児童）
- 年金手帳（写し）
- 年金証書などの年金額がわかる書類
- 児童扶養手当を受け取るための金融機関の手帳（写し）
- 印鑑
- その他必要書類など

申請者の状況によって必要書類が異なります。所得制限等によっては支給停止になる場合もございます。
窓口にて一度ご相談ください。

平成 26 年 12 月より前であっても、事前に申請が可能です。

支給開始日

- ◆ 手当は申請の翌月分から支給開始となります。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成 26 年 12 月 1 日に支給要件を満たしている方が、平成 27 年 3 月までに申請した場合は、平成 26 年 12 月分の手当から受給できます。
- ◆ 平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月分の手当は、平成 27 年 4 月に支払われます。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地

増毛町役場福祉厚生課民生係 TEL (0164) 53-3111 (内 523)

FAX (0164) 53-2224